

# 八戸市工事検査実施要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、契約検査課が行う建設工事の検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 完成検査 工事の完成を確認する検査
- (2) 出来形検査 部分払いを行う場合における当該部分払いの対象となる工事の出来形部分、並びに工事現場に搬入した工事材料及び工事現場への搬入前の製造工場等にある工場製品を確認するための検査
- (3) 指定部分完了検査 工事の完成前に引渡しを受ける部分の完了を確認するための検査
- (4) 修補完了検査 完成検査若しくは指定部分完了検査において、修補を指示した工事又は工事請負契約約款の規定に基づき修補を請求した工事の修補部分の完了を確認するための検査
- (5) 中間検査 工事の施工段階において適正な施工を確保するための検査
- (6) 精算検査 工事請負契約を解除する場合において、当該工事の既済部分を確認するための検査

(検査の対象)

第3条 検査員は、予定価格250万円以上の工事について検査を行うものとする。

(工事発注状況の把握等)

第4条 契約検査課長（以下「課長」という。）は、工事主管課が作成する工事発注状況報告書等により検査を要する工事請負契約の件数、内容等の把握に努めるとともに、検査の日程調整を図るため必要があると認めるときは、工事検査の実施予定表を作成するものとする。

(工事検査実施依頼)

第5条 工事主管課は、受注者から工事完成等検査申請書を受領したときは、速やかに契約検査課に送付するものとする。

2 課長は、前項の申請書に基づき当該検査を実施するときは、工事検査（立会）命令簿により検査員を選任するものとする。

(検査の実施)

第6条 検査員は、契約書、設計書、図面、仕様書その他の関係書類（以下「契約書等」という。）に基づいて適正かつ厳正に検査をしなければならない。

2 検査員は、検査に当たって必要があると認められるときは、当該検査に係る工事の受注者（以下「受注者」という。）に対し、検査目的物の破壊、分解その他必要な措置を求めて検査を行うことができる。

(立会い)

第7条 検査は、受注者、監督員及び総括又は主任監督員の立会いのもとに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、検査員は、受注者若しくは総括又は主任監督員が立ち会わない場合でも、検査を実施することができるものとする。

(検査不合格の場合の措置)

第8条 検査員は、検査の結果、工事の施工が契約書等に適合しない部分があり、合格と認めることができないときは、受注者に対し、修補を指示しなければならない。

2 検査員は、前項の規定により修補を指示した部分の検査をするときは、当該修補部分のみの検査により可否の判定をすることができるものとする。

(検査報告)

第9条 検査員は、検査を完了したときは、速やかに当該検査に係る工事検査報告書を専決権者に提出しなければならない。

(成績評定)

第10条 検査員は、検査を完了したときは、速やかに当該検査に係る成績評定を行わなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年 7月15日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年 6月1日から実施する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 4月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市建設専門検査員工事検査実施要綱の規定は、平成26年4月1日以降に検査を行う工事について適用し、同日前に検査を行う工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年 4月1日から実施する。
- 2 改正後の八戸市工事検査実施要綱の規定は、平成28年4月1日以降に検査を行う工事について適用し、同日前に検査を行う工事については、なお従前の例による。
- 3 平成28年3月31日以前に中間検査、出来形検査、指定部分完了検査を行った工事の検査については、なお従前の例による。